

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 第5期中期目標・第5期中期計画・令和6年度計画・令和7年度計画（案）
（職業能力開発業務）

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画（案）
<p>第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項 変化の激しい企業のビジネス環境に対応できるよう、データとデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、競争上の優位性を確立することが求められている。これらの実現に当たってデジタル人材の育成・確保が必要である。 また、令和4年5月にとりまとめられたクリーンエネルギー戦略中間整理（令和4年5月19日経済産業省産業技術環境局・資源エネルギー庁とりまとめ）では、GXを推進するための教育・人材育成において各産業・業種に求められる人材の育成のため、公的職業訓練を実施するという方向性が示されたところである。 こうした中、機構においては、全国組織としてのスケールメリットを活かした「組織力」、高度なものづくり分野における「専門性」及び「指導力」、職業訓練カリキュラムの「開発、実施、検証」等の「職業訓練の技術・知識」を有しており、地域の中小企業・団体等との信頼関係の下、質の高い労働者を輩出、育成する役割を果たしてきたところであり、人材育成のノウハウが乏しい中小企業等にとって、こうした機構の役割は、ますます重要になってい</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p>

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画(案)
<p>る。</p> <p>このため、第5期中期目標期間において、公共職業訓練等を通じて、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の8等に基づき、機構をはじめ関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴いて、毎年度、厚生労働大臣が定める全国職業訓練実施計画に基づき、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮することに加え、経済及び社会の発展に向け、技術革新に対応できる質の高い労働者を輩出するとともに、労働者の技能の向上等を図り、もって、中小企業等の生産性向上等を支援することに重点的に取り組むこととする。</p> <p>また、地域の今後の産業展望を踏まえた将来的に必要とされる人材ニーズを把握して職業訓練のコースを設定していくことが必要であり、国及び都道府県が開催する地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職業訓練コースの設定等に努めるとともに、訓練受講後に安定的かつ長期的な就労につなげる観点からカリキュラムの開発等を進めていくこととする。</p> <p>(1) 離職者を対象とする職業訓練の実施 雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用失業情勢に応じて、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練コースを開発、実施し、再就職に結びつけるものとする。特に、ものづくり分野のDXの加速化等に対応した職業訓練コースを開発、実施する。具体的には以下を重点的に実施すること。</p> <p>① 訓練開始時から積極的にキャリアコンサルティング等を行い、訓練受講者</p>	<p>(1) 離職者を対象とする職業訓練の実施 雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用失業情勢や人材ニーズ等を踏まえ、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練コースを開発、実施し、再就職に結びつけるものとする。特に、ものづくり分野のDXの加速化等に対応した職業訓練コースを開発、実施する。具体的には以下を重点的に実施する。</p> <p>① 訓練開始時からジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング</p>	<p>(1) 離職者を対象とする職業訓練の実施 雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用失業情勢や人材ニーズ等を踏まえ、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練を実施し、再就職に結びつけるものとする。特に、ものづくり分野のDXの加速化等に対応した職業訓練コースを積極的に展開し、必要に応じて、新たな職業訓練コースを開発する。具体的には以下を重点的に実施する。</p> <p>① 就職支援マップなどの就職支援ツールを活用し、訓練の開始から</p>	<p>(1) 離職者を対象とする職業訓練の実施 雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用失業情勢や人材ニーズ等を踏まえ、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練を実施し、再就職に結びつけるものとする。特に、ものづくり分野のDXの加速化等に対応した職業訓練コースを積極的に展開し、必要に応じて、新たな職業訓練コースを開発する。具体的には以下を重点的に実施する。</p> <p>① 就職支援マップなどの就職支援ツールを活用し、訓練の開始から終了</p>

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画(案)
<p>の就職を支援し、就職率の向上に取り組むこと。</p> <p>② ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図ること。 また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応すること。</p>	<p>などの相談支援を積極的に行うとともに、面接指導・応募書類の作成指導、企業への訓練受講者求職情報の提供等により訓練受講者の就職を支援し、就職率の向上に努める。</p> <p>② ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。 また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応する。</p>	<p>終了までの各段階においてジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなどの相談支援に積極的に取り組み、就職への意識付けや職業選択の支援を行う。また、就職活動が円滑に進むよう面接指導や応募書類の作成を指導するほか、企業に対し求人申込みの働きかけを行うとともに訓練受講者の求職情報を取りまとめ、提供する。さらに、訓練修了時点で就職が決まらない可能性がある訓練受講者を公共職業安定所に誘導するなど公共職業安定所と連携を図り、積極的かつきめ細かな就職支援に取り組むことにより、訓練受講者の就職率の向上に努める。加えて、安定した雇用につながるよう、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組む。なお、訓練・学習の進捗等に特別な配慮が必要な訓練受講者に対しては、地域センター等との連携や就職支援アドバイザー等による支援を行う。</p> <p>② デジタル技術の利活用による生産性の向上や業務の効率化等に資する人材を育成するため、ものづくり分野におけるDX、GXに対応した職業訓練コースとして、既存の訓練科に、IoTシステム、太陽光発電システムやHEMSを構築する技術要素等を加えて50科(32施設)で実施する。また、全ての職業訓練コースにおいてDXの定義や企業におけるDXの取組事例を加えたカリキュラムを設定し、訓練を実施する。 さらに、全てのカリキュラムモデルを点検し、DXの加速化及び脱炭</p>	<p>までの各段階においてジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなどの相談支援に積極的に取り組み、就職への意識付けや職業選択の支援を行う。また、就職活動が円滑に進むよう面接指導や応募書類の作成を指導するほか、企業に対し求人申込みの働きかけを行うとともに訓練受講者の求職情報を取りまとめ、提供する。さらに、訓練修了時点で就職が決まらない可能性がある訓練受講者を公共職業安定所に誘導するなど公共職業安定所と連携を図り、積極的かつきめ細かな就職支援に取り組むことにより、訓練受講者の就職率の向上に努める。加えて、安定した雇用につながるよう、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組む。 なお、訓練・学習の進捗等に特別な配慮が必要な訓練受講者に対しては、地域センター等との連携や就職支援アドバイザー等による支援を行う。</p> <p>② デジタル技術の利活用による生産性の向上や業務の効率化等に資する人材を育成するため、ものづくり分野におけるDX、GXに対応した職業訓練コースとして、既存の訓練科に、IoTシステム、太陽光発電システムやHEMSを構築する技術要素等を加えて55科(33施設)で実施する。また、全ての職業訓練コースにおいてDXの定義や企業におけるDXの取組事例を加えたカリキュラムを設定し、訓練を実施する。 さらに、全てのカリキュラムモデルを点検し、DXの加速化及び脱炭</p>

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画(案)
<p>③ 子育てや介護等を行いながら働くことを希望する方が主体的に受講しやすい職業訓練コースの充実を図るとともに、託児サービスの提供等により職業訓練を受講しやすい環境の整備を推進すること。</p> <p>【指標】</p> <p>1 訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、82.5%以上とすること。</p> <p>2 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする離職者訓練コースの受講者数を、8,000人以上とすること。</p> <p>3 子育て、介護等を行いながら働くことを希望する方に向けた短時間訓練コースの受講者数を、900人以上とすること。</p>	<p>③ 子育てや介護等を行いながら働くことを希望する方が主体的に受講しやすい職業訓練コースの充実を図るとともに、託児サービスの提供等により職業訓練を受講しやすい環境の整備を推進する。</p> <p>【指標】</p> <p>1 訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、82.5%以上とする。</p> <p>2 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする離職者訓練コースの受講者数を、8,000人以上とする。</p> <p>3 子育て、介護等を行いながら働くことを希望する方に向けた短時間訓練コースの受講者数を、900人以上とする。</p>	<p>素化等に資する技術・技能等に係る新たなカリキュラムモデルの開発や内容の見直しを必要に応じて行う。</p> <p>③ 子育てや介護等を行いながら働くことを希望する方が主体的に受講しやすい職業訓練コースの充実を図るとともに、託児サービスの提供等により職業訓練を受講しやすい環境の整備を推進する。</p> <p>④ 職業訓練コースの周知・広報等に当たり、公共職業安定所と連携して、雇用保険受給者説明会の活用や施設見学会の積極的な開催等により多様な説明機会を設定し、職業訓練コースの内容・成果を分かりやすく丁寧に説明する。また、訓練効果や成果、訓練修了者・企業からの声をホームページや施設案内等に掲載するとともに、公的職業訓練の愛称であるハロートレーニング等を活用し、分かりやすい広報活動に取り組み、ものづくり分野の職業訓練への受講を促進する。</p> <p>【指標】</p> <p>1 訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、82.5%以上とする。</p> <p>2 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする離職者訓練コースの受講者数を、<u>1,660人以上</u>とする。</p> <p>3 子育て、介護等を行いながら働くことを希望する方に向けた短時間訓練コースの受講者数を、<u>168人以上</u>とする。</p>	<p>素化等に資する技術・技能等に係る新たなカリキュラムモデルの開発や内容の見直しを必要に応じて行う。</p> <p>③ 子育てや介護等を行いながら働くことを希望する方が主体的に受講しやすい職業訓練コースの充実を図るとともに、託児サービスの提供等により職業訓練を受講しやすい環境の整備を推進する。</p> <p>④ 職業訓練コースの周知・広報等に当たり、公共職業安定所と連携して、雇用保険受給者説明会の活用や施設見学会の積極的な開催等により多様な説明機会を設定し、職業訓練コースの内容・成果を分かりやすく丁寧に説明する。また、訓練効果や成果、訓練修了者・企業からの声をホームページや施設案内等に掲載するとともに、公的職業訓練の愛称であるハロートレーニング等を活用し、分かりやすい広報活動に取り組み、ものづくり分野の職業訓練への受講を促進する。</p> <p>【指標】</p> <p>1 訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、82.5%以上とする。</p> <p>2 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする離職者訓練コースの受講者数を、<u>1,740人以上</u>とする。</p> <p>3 子育て、介護等を行いながら働くことを希望する方に向けた短時間訓練コースの受講者数を、<u>230人以上</u>とする。</p>

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画(案)
<p>【重要度：高】 全国にわたり、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な職業訓練を実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担保するという重要な役割を担っているため。</p> <p>【困難度：高】 DX、GXに対応した離職者訓練コースの実施に当たっては、様々な職歴・能力を持った求職者が6か月という短い訓練期間で、就職先企業においてDX、GX技術を活用して活躍できる人材として必要な知識・技術等を身に付けさせることが必要であり、そのための新たな職業訓練カリキュラムや訓練教材の開発等に加え、職業訓練指導員への新たな知識及び技能・技術の付与、訓練機器等の整備を含めた体制整備に対応することは相当な努力を要するものであること。 さらに、こうした取組により実施施設を毎年度拡充し、受講者数を8,000人以上とする極めて高い目標を設定しているため。</p> <p>(2) 高度技能者の養成のための職業訓練の実施 産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。具体的には以下を重点的に実施すること。</p> <p>① 職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者に対して、きめ細かい就職支援により、就職率の向上に取り組む</p>	<p>(2) 高度技能者の養成のための職業訓練の実施 産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。具体的には以下を重点的に実施する。</p> <p>① ものづくり産業における人材ニーズに的確に対応した訓練内容とすることや、就職ガイダンスや学生用ジ</p>	<p>(2) 高度技能者の養成のための職業訓練の実施 産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。具体的には以下を重点的に実施する。</p> <p>① ものづくり産業における技術動向や企業等から聴取した地域の人材ニーズ等に的確に対応した訓練内容と</p>	<p>(2) 高度技能者の養成のための職業訓練の実施 産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。具体的には以下を重点的に実施する。</p> <p>① ものづくり産業における技術動向や企業等から聴取した地域の人材ニーズ等に的確に対応した訓練内容と</p>

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画(案)
<p>むこと。</p> <p>② ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図ること。 また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応すること。</p>	<p>ョブ・カード等を活用したキャリアコンサルティングの実施などの確な就職支援を徹底して行うことにより、引き続き高い就職実績を確保する。</p> <p>② ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。 また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応する。</p>	<p>することや、専門課程、応用課程及び総合課程それぞれ1年次から就職ガイダンスや学生用ジョブ・カード等を活用したキャリアコンサルティング、オンラインによる就職活動に対応するための支援を実施する等、確な就職支援を徹底して行うことにより、引き続き高い就職実績を確保する。加えて、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組む。 なお、離職者を対象とする職業訓練と同様に、訓練・学習の進捗等に特別な配慮が必要な学生に対しても、地域センター等との連携や就職支援アドバイザー等による支援を行う。</p> <p>② DXの加速化を見据えたデジタル技術への対応として、応用課程については、職業能力開発大学校全10校の生産システム技術系3科(生産機械システム技術科、生産電気システム技術科及び生産電子情報システム技術科)に設置したロボット技術(画像処理、IoT等関連技術を含む。)を活用した生産システムの構築、運用管理、保守、改善等の生産性向上に資する技能・技術を習得する職業訓練コース(以下「生産ロボットシステムコース」という。)において訓練を実施するとともに、運用状況を定期的に把握した上で、必要に応じてカリキュラムや訓練実施方法等の見直しを行う。また、建築施工システム技術科を実施する職業能力開発大学校全5校において、BIMによるデジタル技術を活用した</p>	<p>することや、専門課程、応用課程及び総合課程それぞれ1年次から就職ガイダンスや学生用ジョブ・カード等を活用したキャリアコンサルティング、オンラインによる就職活動に対応するための支援を実施する等、確な就職支援を徹底して行うことにより、引き続き高い就職実績を確保する。加えて、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組む。 なお、離職者を対象とする職業訓練と同様に、訓練・学習の進捗等に特別な配慮が必要な学生に対しても、地域センター等との連携や就職支援アドバイザー等による支援を行う。</p> <p>② DXの加速化を見据えたデジタル技術への対応として、応用課程については、職業能力開発大学校全10校の生産システム技術系3科(生産機械システム技術科、生産電気システム技術科及び生産電子情報システム技術科)に設置したロボット技術(画像処理、IoT等関連技術を含む。)を活用した生産システムの構築、運用管理、保守、改善等の生産性向上に資する技能・技術を習得する職業訓練コース(以下「生産ロボットシステムコース」という。)において訓練を実施するとともに、運用状況を定期的に把握した上で、必要に応じてカリキュラムや訓練実施方法等の見直しを行う。また、建築施工システム技術科を実施する職業能力開発大学校全5校において、BIMによるデジタル技術を活用した</p>

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画(案)
<p>③ 職業能力開発大学校等において、地域の中小企業等が抱える技術力強化等の課題解決等のため、共同研究や施設設備の貸与等地域社会との連携に引き続き努めること。</p> <p>【指標】 1 職業能力開発大学校等の修了者のうち</p>	<p>③ 職業能力開発大学校等において、地域の中小企業等が抱える技術力強化等の課題解決等のため、共同研究や施設の貸与等地域社会との連携に引き続き努める。</p> <p>④ オープンキャンパスやきめ細かな高校訪問等による効果的な広報の実施等により入校生の確保を図り、定員の充足に取り組む。</p> <p>【指標】 1 職業能力開発大学校等の修了者のうち</p>	<p>建築生産活動(計画、設計、施工、維持管理)の生産性向上に資する技能・技術を習得する訓練を実施するとともに、必要に応じてカリキュラムや訓練実施方法等の見直しを行う。</p> <p>専門課程については、DXにつながるデジタル技術を踏まえて見直したカリキュラムによる訓練を実施するとともに、引き続き必要に応じて新たなカリキュラムの開発・充実、訓練内容の見直し等を行う。</p> <p>GXに関しては、脱炭素化等に資する知識、技能・技術等が習得できるカリキュラムとして、成長が期待される産業に関連したクリーンエネルギーや省エネ建築等に関する技術要素を習得する訓練を実施するとともに、必要に応じてカリキュラムの開発・充実、訓練内容の見直し等を行う。</p> <p>③ 職業能力開発大学校等において、地域の中小企業等が抱える技術力強化等の課題解決等のため、共同研究や施設の貸与等地域社会との連携に引き続き努める。</p> <p>④ オープンキャンパス、高校訪問、社会人の受入れに向けた事業所訪問等による効果的な広報等の取組内容やスケジュールを明確にした行動計画であるアクションプランを職業能力開発大学校等において策定・実施することにより入校生を確保する。</p> <p>【指標】 1 職業能力開発大学校等の修了者のうち</p>	<p>建築生産活動(計画、設計、施工、維持管理)の生産性向上に資する技能・技術を習得する訓練を実施するとともに、必要に応じてカリキュラムや訓練実施方法等の見直しを行う。</p> <p>専門課程については、DXにつながるデジタル技術を踏まえて見直したカリキュラムによる訓練を実施するとともに、引き続き必要に応じて新たなカリキュラムの開発・充実、訓練内容の見直し等を行う。</p> <p>GXに関しては、脱炭素化等に資する知識、技能・技術等が習得できるカリキュラムとして、成長が期待される産業に関連したクリーンエネルギーや省エネ建築等に関する技術要素を習得する訓練を実施するとともに、必要に応じてカリキュラムの開発・充実、訓練内容の見直し等を行う。</p> <p>③ 職業能力開発大学校等において、地域の中小企業等が抱える技術力強化等の課題解決等のため、共同研究や施設の貸与等地域社会との連携に引き続き努める。</p> <p>④ オープンキャンパス、高校訪問、社会人の受入れに向けた事業所訪問等による効果的な広報等の取組内容やスケジュールを明確にした行動計画であるアクションプランを職業能力開発大学校等において策定・実施することにより入校生を確保する。</p> <p>【指標】 1 職業能力開発大学校等の修了者のうち</p>

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画(案)
<p>就職希望者の就職率を、95%以上とすること。</p> <p>2 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする高度技能者養成訓練コースの修了者数を、1,100人以上とすること。</p> <p>3 応用課程において、企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、DX、GXに対応した件数の割合を、50%以上とすること。</p> <p>【重要度：高】 DX、GXといった大きな変革の波の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上に必要となる人材を養成することは、極めて重要であるため。</p> <p>【困難度：高】 DX、GXへの対応を見据えた職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を行うとともに、これら高度化された訓練を適切に指導できる職業訓練指導員の育成、訓練機器等の整備を含めた体制整備を行うことは、機構自身が相当な努力を要するものである。</p> <p>さらに、企業等からのニーズをもとに取り組み製品開発を通じた課題発見・解決型の実習等において、企業のニーズを踏まえた課題解決策を提案し、かつその中でDX、GXに関連した成果物の開発割合を50%以上とすることとしており、極めて高い目標を設定しているため。</p> <p>(3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施 機構は、ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術</p>	<p>就職希望者の就職率を、95%以上とする。</p> <p>2 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする高度技能者養成訓練コースの修了者数を、1,100人以上とする。</p> <p>3 応用課程において、企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、DX、GXに対応した件数の割合を、50%以上とする。</p> <p>(3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施 機構は、ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技</p>	<p>就職希望者の就職率を、95%以上とする。</p> <p>2 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする高度技能者養成訓練コースの修了者数を、<u>238人以上</u>とする。</p> <p>3 応用課程において、企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、DX、GXに対応した件数の割合を、50%以上とする。</p> <p>(3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施 機構は、ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技</p>	<p>就職希望者の就職率を、95%以上とする。</p> <p>2 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする高度技能者養成訓練コースの修了者数を、<u>243人以上</u>とする。</p> <p>3 応用課程において、企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、DX、GXに対応した件数の割合を、50%以上とする。</p> <p>(3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施 機構は、ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技</p>

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画(案)
<p>得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材やDXによる生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援をこれまで以上に行う。具体的には以下を重点的に実施すること。</p> <p>① ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図ること。 また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応すること。</p> <p>② 在職者訓練の効果を客観的に把握する観点から、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認すること。</p>	<p>術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校等に設置した生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材やDXによる生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援をこれまで以上に行う。具体的には以下を重点的に実施する。</p> <p>① ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。 また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応する。</p> <p>② 在職者訓練の効果を客観的に把握する観点から、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。</p>	<p>術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校等に設置した生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材やDXによる生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援をこれまで以上に行う。具体的には以下を重点的に実施する。</p> <p>① ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。 また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応する。 そして、これらの訓練を積極的に実施することで、中小企業等の人材育成ニーズを踏まえた人材の育成支援に取り組む。 なお、開発・充実、訓練内容の見直し等に当たっては、ニーズ等の把握・分析、必要となる知識、技能・技術の整理、職業訓練コースの開発方針の検討などを行うため、職業訓練指導員等で構成する委員会を設置する。</p> <p>② 職業訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。 なお、活用状況の確認と併せて、事業主等の人材育成ニーズや受講者</p>	<p>術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校等に設置した生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材やDXによる生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援をこれまで以上に行う。具体的には以下を重点的に実施する。</p> <p>① ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。 また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応する。 そして、これらの訓練を積極的に実施することで、中小企業等の人材育成ニーズを踏まえた人材の育成支援に取り組む。 なお、開発・充実、訓練内容の見直し等に当たっては、ニーズ等の把握・分析、必要となる知識、技能・技術の整理、職業訓練コースの開発方針の検討などを行うため、職業訓練指導員等で構成する委員会を設置する。</p> <p>② 職業訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。 なお、活用状況の確認と併せて、事業主等の人材育成ニーズや受講者</p>

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画(案)
<p>③ 中小企業等の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、生産性向上支援訓練等の実施まで、必要な支援を一貫して行う。</p> <p>④ 事業主等との連携による職業訓練カリキュラムの開発や職業訓練の実施、その求めに応じた職業訓練指導員の派遣、施設設備の貸与、訓練ノウハウ・情報の提供等を行うなど、事業主等が効果的に職業訓練を実施できるよう、</p>	<p>③ あらゆる産業分野の中小企業等の生産性向上に資するため、中小企業等の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、生産性向上支援訓練等の実施まで、必要な支援を一貫して行う。</p> <p>④ 事業主等との連携による職業訓練カリキュラムの開発や職業訓練の実施、その求めに応じた職業訓練指導員の派遣、施設設備の貸与、訓練ノウハウ・情報の提供等を行うなど、事業主等が効果的に職業訓練を実施</p>	<p>からの意見等をアンケート調査により把握することで、訓練カリキュラム等の改善を行い、訓練の質の向上に努める。</p> <p>③ あらゆる産業分野の中小企業等の生産性向上に資するため、中小企業等の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、生産性向上支援訓練等の実施まで、必要な支援を一貫して行う。</p> <p>なお、生産性向上支援訓練においては、生産管理・品質管理、原価管理・コスト削減、組織マネジメント等に関する知識、ITによる業務改善に関する知識を習得させる職業訓練コースや中高年齢層向けの70歳までの就業機会の確保に資する職業訓練コースを実施する。</p> <p>また、中小企業等のDXを推進するため、IoT、クラウド、AI等の新しいデジタル技術を含む職業訓練コースを拡充し、DXに対応できる人材の育成等を支援する。</p> <p>さらに、中小企業等の多様な人材育成ニーズに対応するため、全国の生産性向上人材育成支援センターで把握したニーズ等を踏まえ、カリキュラムモデルの継続的な開発や内容の見直しを行う。</p> <p>④ 事業主等と連携して訓練カリキュラムを開発し、訓練を実施する。</p> <p>また、事業主等が効果的に職業訓練を実施できるよう、事業主等が実施する職業訓練等について、職業訓練指導員の派遣及び施設設備の貸</p>	<p>からの意見等をアンケート調査により把握することで、訓練カリキュラム等の改善を行い、訓練の質の向上に努める。</p> <p>③ あらゆる産業分野の中小企業等の生産性向上に資するため、中小企業等の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、生産性向上支援訓練等の実施まで、必要な支援を一貫して行う。</p> <p>なお、生産性向上支援訓練においては、生産管理・品質管理、原価管理・コスト削減、組織マネジメント等に関する知識、ITによる業務改善に関する知識を習得させる職業訓練コースや中高年齢層向けの70歳までの就業機会の確保に資する職業訓練コースを実施する。</p> <p>また、中小企業等のDXを推進するため、IoT、クラウド、AI等の新しいデジタル技術を含む職業訓練コースを拡充し、DXに対応できる人材の育成等を支援する。</p> <p>さらに、中小企業等の多様な人材育成ニーズに対応するため、全国の生産性向上人材育成支援センターで把握したニーズ等を踏まえ、カリキュラムモデルの継続的な開発や内容の見直しを行う。</p> <p>④ 事業主等と連携して訓練カリキュラムを開発し、訓練を実施する。</p> <p>また、事業主等が効果的に職業訓練を実施できるよう、事業主等が実施する職業訓練等について、職業訓練指導員の派遣及び施設設備の貸</p>

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画(案)
<p>連携・支援を行うこと。</p> <p>【指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在職者訓練受講者数を、300,000人以上とすること。 2 在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価を、90%以上とすること。 3 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする在職者訓練コースの受講者数を、20,000人以上とすること。 4 生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数を、210,000事業所以上とすること。 <p>【重要度：高】 我が国において、在職労働者に対するリスキングを始めとした人への投資を推進することにより、中小企業等の生産性向上を図り、もって構造的な賃上げに向けて取り組むこととしている中、機構における在職者訓練の実施や生産性向上人材育成支援センターにおける事業主支援は非常に重要であるため。</p> <p>【困難度：高】 DX、GXといった大きな変革の波の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上に対応した在職者訓練等の実施に向け、新たな職業訓練カリキュラムや訓練教材の開発等に加え、職業訓練指導員への新たな知識及び技能・技術の付与、訓練機器等の整備を含めた体制整備に対応することは相当な努力を要するもので</p>	<p>できるよう、連携・支援を行う。</p> <p>【指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在職者訓練受講者数を、300,000人以上とする。 2 在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価を、90%以上とする。 3 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする在職者訓練コースの受講者数を、20,000人以上とする。 4 生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数を、210,000事業所以上とする。 	<p>与、訓練に関するノウハウ・情報の提供、人材育成上の課題解決のための相談・支援を行う。</p> <p>【指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在職者訓練受講者数を、65,000人以上とする。 2 在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価を、90%以上とする。 3 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする在職者訓練コースの受講者数を、4,000人以上とする。 4 生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数を、42,000事業所以上とする。 	<p>与、訓練に関するノウハウ・情報の提供、人材育成上の課題解決のための相談・支援を行う。</p> <p>【指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在職者訓練受講者数を、65,000人以上とする。 2 在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価を、90%以上とする。 3 DX、GXに対応するため、職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を必要とする在職者訓練コースの受講者数を、4,000人以上とする。 4 生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数を、42,000事業所以上とする。

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画(案)
<p>ある。</p> <p>さらに、在職者訓練や生産性向上支援訓練等を活用した事業所数を第4期中期目標で定めた150,000事業所から第5期中期目標では210,000事業所へと拡大することとしており、極めて高い目標を設定しているため。</p> <p>(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等</p> <p>全国の職業能力開発施設において、職業訓練指導員が不足する中で、質の高い職業訓練指導員を安定的に確保するため、職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員の養成、能力の向上を推進すること。そのほか、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等に取り組む。具体的には以下を実施すること。</p> <p>① 国、都道府県等と連携し、職業訓練指導員の養成課程を効果的に運用するとともに、職業訓練指導員に関する広報の充実を通じて、幅広い層から職業訓練指導員を確保すること。</p> <p>② 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程(スキルアップ訓練)のコース内容や実施方法等の充実を図るとともに、各種技能競技大会やODA(政府開発援助)事業等への職業訓練指導員の派遣等を通じた人材育成や能力向上を推進するよう努めること。</p>	<p>(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等</p> <p>職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員の養成、能力の向上を推進する。そのほか、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等に取り組む。具体的には以下を実施する。</p> <p>① 国、都道府県等と連携し、職業訓練指導員の養成課程を効果的に運用するとともに、職業訓練指導員に関する広報の充実を通じて、幅広い層から職業訓練指導員を確保する。</p> <p>② 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程(スキルアップ訓練)のコース内容や実施方法等の充実を図るとともに、各種技能競技大会やODA(政府開発援助)事業等への職業訓練指導員の派遣等を通じた人材育成や能力向上を推進するよう努める。</p>	<p>(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等</p> <p>職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員の養成、能力の向上を推進する。そのほか、職業訓練コースの開発、国際協力の推進、オンライン訓練の実施等に取り組む。具体的には以下の取組を実施する。</p> <p>① 国、都道府県等と連携し、職業訓練指導員の養成課程を効果的に運用するとともに、職業訓練指導員に関する広報の充実を通じて、幅広い層から職業訓練指導員を確保する。</p> <p>② 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程(スキルアップ訓練)について、DXに対応した職業訓練を実施するために必要な技能・技術を習得する研修コースを充実させるほか、<u>都道府県等からの要望に応じた研修コースの設定とともに、全国の公共職業能力開発施設等を実施場所とする出前型研修やオンライン研修、集合型とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の研修など、実施方法等の充実を図る。</u></p> <p>また、各種技能競技大会やODA</p>	<p>(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等</p> <p>職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員の養成、能力の向上を推進する。そのほか、職業訓練コースの開発、国際協力の推進、オンライン訓練の実施等に取り組む。具体的には以下の取組を実施する。</p> <p>① 国、都道府県等と連携し、職業訓練指導員の養成課程を効果的に運用するとともに、職業訓練指導員に関する広報の充実を通じて、幅広い層から職業訓練指導員を確保する。</p> <p>② 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程(スキルアップ訓練)について、DXに対応した職業訓練を実施するために必要な技能・技術を習得する研修コースを充実させる。</p> <p><u>また、職業能力開発総合大学校等において実施するレディメイド型研修のほか、都道府県等からの要望に応じた内容、実施場所とするオーダーメイド型研修を実施する。</u></p> <p><u>研修実施方法等について、集合、オンラインのほか、集合とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の</u></p>

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画(案)
<p>③ 企業と連携して、最新技術等に対応できる任期付き等の職業訓練指導員の活用に努めること。</p> <p>④ 政策的必要性の高い分野を中心に、職業訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握及び職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・開発を実施するとともに、その成果を民間教育訓練機関、都道府県等に提供する等、普及の強化に取り組むこと。</p> <p>⑤ 国、関係機関（JICA）等の委託又は依頼を受けて、開発途上国からの研修生の受入れ等を実施すること。</p> <p>⑥ 国及び都道府県が開催する地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職業訓練コースの設定等に努めるとともに、訓練受講後に安定的な就業、長期的な就業につながる観点からカリキュラムの開発等を進めていくこと。</p>	<p>③ 企業と連携して、最新技術等に対応できる任期付き等の職業訓練指導員の活用に努める。</p> <p>④ 政策的必要性の高い分野を中心に、職業訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握及び職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・開発を実施するとともに、その成果を民間教育訓練機関、都道府県等に提供する等、普及の強化に取り組む。</p> <p>⑤ 国、関係機関（JICA）等の委託又は依頼を受けて、開発途上国からの研修生の受入れ等を実施する。</p> <p>⑥ 国及び都道府県が開催する地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職業訓練コースの設定等に努めるとともに、訓練受講後に安定的な就業、長期的な就業につながる観点からカリキュラムの開発等を進めていく。</p>	<p>(政府開発援助) 事業等への職業訓練指導員の派遣等を通じた人材育成や能力向上を推進するよう努める。</p> <p>③ 企業と連携して、最新技術等に対応できる任期付き等の職業訓練指導員の活用に努める。</p> <p>④ 政策的必要性の高い分野を中心に、職業訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握及び職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・開発を、機構内外の知見を持ち寄り実施する。また、成果について、民間教育訓練機関、都道府県等に提供する等、普及の強化に取り組む。 令和6年度については、同年度中に完了する「<u>AI技術を活用した人材育成支援ツールの開発</u>」等のテーマを対象に、職業能力開発業務に携わる外部の有識者による評価を行い質の担保を図る。</p> <p>⑤ 国、関係機関（JICA）等の委託又は依頼を受けて、開発途上国からの研修生の受入れ等を実施する。</p> <p>⑥ 国及び都道府県が開催する地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職業訓練コースの設定等に努めるとともに、訓練受講後に安定的な就業、長期的な就業につながる観点からカリキュラムの開発等を進めていく。</p>	<p><u>研修など、充実を図る。</u> また、各種技能競技大会やODA（政府開発援助）事業等への職業訓練指導員の派遣等を通じた人材育成や能力向上を推進するよう努める。</p> <p>③ 企業と連携して、最新技術等に対応できる任期付き等の職業訓練指導員の活用に努める。</p> <p>④ 政策的必要性の高い分野を中心に、職業訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握及び職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・開発を、機構内外の知見を持ち寄り実施する。また、成果について、民間教育訓練機関、都道府県等に提供する等、普及の強化に取り組む。 令和7年度については、同年度中に完了する「<u>技能のカン・コツを見える化したデジタル教材及び訓練手法の開発</u>」等のテーマを対象に、職業能力開発業務に携わる外部の有識者による評価を行い質の担保を図る。</p> <p>⑤ 国、関係機関（JICA）等の委託又は依頼を受けて、開発途上国からの研修生の受入れ等を実施する。</p> <p>⑥ 国及び都道府県が開催する地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職業訓練コースの設定等に努めるとともに、訓練受講後に安定的な就業、長期的な就業につながる観点からカリキュラムの開発等を進めていく。</p>

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画(案)
<p>⑦ 職業能力開発業務の円滑な運営を図るため、機構法第11条に基づき機構に設置される運営委員会や、各職業能力開発促進センター等に設置される地方運営協議会を開催し、関係機関と十分に連携を図ること。</p> <p>⑧ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上させるため、国が実施する職業訓練サービスガイドライン研修等の取組について、必要な協力を行うこと。</p> <p>【指標】 1 職業訓練指導員養成課程修了者数を、500人以上とすること。</p>	<p>⑦ 機構本部に設置した労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者から構成する運営委員会を開催し、職業能力開発業務の円滑な運営を図る。 また、各職業能力開発促進センター等に設置した都道府県、都道府県労働局、事業主や労働者の代表、教育機関等が参画する地方運営協議会を開催し、地域レベルにおいても、関係機関等と十分に連携を図る。</p> <p>⑧ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上させるため、国が実施する職業訓練サービスガイドライン研修等の取組について、必要な協力を行う。</p> <p>【指標】 1 職業訓練指導員養成課程修了者数を、500人以上とする。</p>	<p>⑦ 機構本部に設置した労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者から構成する運営委員会を開催し、職業能力開発業務の円滑な運営を図る。 また、各職業能力開発促進センター等に設置した都道府県、都道府県労働局、事業主や労働者の代表、教育機関等が参画する地方運営協議会を開催し、地域レベルにおいても、関係機関等と十分に連携を図る。</p> <p>⑧ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上させるため、国が実施する職業訓練サービスガイドライン研修等の取組について、必要な協力を行う。</p> <p>⑨ 企業や求職者等に対し、ものづくり分野の仕事の魅力や実施する職業訓練の有効性について、広く周知するため、職業訓練のメニューだけでなく、訓練効果や成果、訓練修了生・企業からの声をホームページや施設案内等に掲載するとともに、公的職業訓練の愛称であるハロートレーニング等を活用し、分かりやすい広報活動に取り組む。また、地方運営協議会の機会等を通じて、地域の関係者に対し、職業能力開発促進センター等の取組を積極的に情報発信する。</p> <p>【指標】 1 職業訓練指導員養成課程修了者数を、100人以上とする。</p>	<p>⑦ 機構本部に設置した労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者から構成する運営委員会を開催し、職業能力開発業務の円滑な運営を図る。 また、各職業能力開発促進センター等に設置した都道府県、都道府県労働局、事業主や労働者の代表、教育機関等が参画する地方運営協議会を開催し、地域レベルにおいても、関係機関等と十分に連携を図る。</p> <p>⑧ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上させるため、国が実施する職業訓練サービスガイドライン研修等の取組について、必要な協力を行う。</p> <p>⑨ 企業や求職者等に対し、ものづくり分野の仕事の魅力や実施する職業訓練の有効性について、広く周知するため、職業訓練のメニューだけでなく、訓練効果や成果、訓練修了生・企業からの声をホームページや施設案内等に掲載するとともに、公的職業訓練の愛称であるハロートレーニング等を活用し、分かりやすい広報活動に取り組む。また、地方運営協議会の機会等を通じて、地域の関係者に対し、職業能力開発促進センター等の取組を積極的に情報発信する。</p> <p>【指標】 1 職業訓練指導員養成課程修了者数を、100人以上とする。</p>

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画	令和7年度計画(案)
<p>2 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）の受講者数を、25,000人以上とすること。</p> <p>3 職業能力開発総合大学の調査・開発成果に係る外部評価の合計点数の平均について5点以上を得ること。〔採点方法：調査・開発テーマごとに3人の外部評価委員がそれぞれ、評価の視点を満たしているかを判断し、その結果により、優れている＝2点、やや優れている＝1点、劣っている＝0点で評価〕</p> <p>6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）に基づく職業訓練の認定を的確に実施すること。</p> <p>また、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われるよう、機構が有する職業訓練ノウハウを活用し、必要な指導及び助言を行うとともに、全ての認定職業訓練について、実地による実施状況の確認を確実に実施すること。</p>	<p>2 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）の受講者数を、25,000人以上とする。</p> <p>3 職業能力開発総合大学の調査・開発成果に係る外部評価の合計点数の平均について5点以上を得ること。〔採点方法：調査・開発テーマごとに3人の外部評価委員がそれぞれ、評価の視点を満たしているかを判断し、その結果により、優れている＝2点、やや優れている＝1点、劣っている＝0点で評価〕</p> <p>6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）に基づく職業訓練の認定業務の実施に当たっては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているかを踏まえた的確な審査を行う。</p> <p>また、認定職業訓練の円滑かつ効果的な実施に資するよう、訓練コース設定の指導や機構が有する職業能力開発及び就職支援のノウハウの提供など、必要な指導及び助言を行うとともに、全ての認定職業訓練について、実地による実施状況の確認を確実に実施する。</p>	<p>2 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）の受講者数を、5,000人以上とする。</p> <p>3 職業能力開発総合大学の調査・開発成果に係る外部評価の合計点数の平均について5点以上を得ること。〔採点方法：調査・開発テーマごとに3人の外部評価委員がそれぞれ、評価の視点を満たしているかを判断し、その結果により、優れている＝2点、やや優れている＝1点、劣っている＝0点で評価〕</p> <p>6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項 (1) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）に基づく職業訓練の認定業務の実施に当たっては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているかを踏まえた的確な審査を行う。 (2) 認定職業訓練の円滑かつ効果的な実施に資するよう、訓練コース設定の指導、国の政策に対応した訓練コースの設定の促進、機構が有する職業能力開発及び就職支援のノウハウの提供等、必要な指導及び助言を行うとともに、不正防止の徹底に努め、全ての認定職業訓練について、実地による実施状況の確認を確実に実施する。</p>	<p>2 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）の受講者数を、5,000人以上とする。</p> <p>3 職業能力開発総合大学の調査・開発成果に係る外部評価の合計点数の平均について5点以上を得ること。〔採点方法：調査・開発テーマごとに3人の外部評価委員がそれぞれ、評価の視点を満たしているかを判断し、その結果により、優れている＝2点、やや優れている＝1点、劣っている＝0点で評価〕</p> <p>6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項 (1) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）に基づく職業訓練の認定業務の実施に当たっては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているかを踏まえた的確な審査を行う。 (2) 認定職業訓練の円滑かつ効果的な実施に資するよう、訓練コース設定の指導、国の政策に対応した訓練コースの設定の促進、機構が有する職業能力開発及び就職支援のノウハウの提供等、必要な指導及び助言を行うとともに、不正防止の徹底に努め、全ての認定職業訓練について、実地による実施状況の確認を確実に実施する。</p>

令和7年度計画の予算（案）
【職業能力開発業務抜粋】

(単位：百万円)

区 分	金 額	
	職業能力 開発勘定	認定特定求職者 職業訓練勘定
収入		
運営費交付金	55,799	2,798
施設整備費補助金	4,817	-
雇用開発支援事業費等補助金	341	-
業務収入	3,051	-
受託収入	2	-
その他の収入	257	8
計	64,266	2,807
支出		
人件費	24,718	1,556
一般管理費	2,928	167
業務経費	32,393	1,111
職業能力開発関係業務経費	32,393	-
特定求職者職業訓練認定業務経費	-	1,111
施設整備費	4,817	-
受託業務費	2	-
計	64,857	2,834

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2) 職業能力開発勘定及び認定特定求職者職業訓練勘定における収入不足分については、過年度より繰り越してきた運営費交付金債務からこれに充当するものとする。

(注3) 令和7年1月28日現在のものであり、今後変更の可能性もあり得ること。

令和7年度収支計画（案）
【職業能力開発業務抜粋】

（単位：百万円）

区 分	金 額	
	職業能力 開発勘定	認定特定求職者 職業訓練勘定
費用の部	61,963	2,547
経常費用	61,857	2,547
人件費	22,100	1,326
業務費	27,513	1,108
一般管理費	2,926	167
減価償却費	7,110	4
賞与引当金繰入	2,197	164
退職給付費用	12	△ 224
財務費用	106	-
臨時損失	-	-
収益の部	61,963	2,547
運営費交付金収益	51,655	2,594
国庫補助金収入	341	-
受託収入	2	-
その他の収入	3,310	8
資産見返運営費交付金戻入	4,446	4
賞与引当金見返に係る収益	2,197	164
退職給付引当金見返に係る収益	12	△ 224
純利益（△純損失）	0	0
総利益（△総損失）	0	0

（注1） 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

（注2） 令和7年1月28日現在のものであり、今後変更の可能性もあり得ること。

令和7年度資金計画（案）
【職業能力開発業務抜粋】

（単位：百万円）

区 分	金 額	
	職業能力 開発勘定	認定特定求職者 職業訓練勘定
資金支出	64,857	2,834
業務活動による支出	55,262	2,832
投資活動による支出	6,934	3
財務活動による支出	2,661	－
資金収入	64,857	2,834
業務活動による収入	59,449	2,807
運営費交付金による収入	55,799	2,798
国庫補助金収入	341	－
受託収入	2	－
その他の収入	3,307	8
投資活動による収入	4,817	－
施設整備費補助金による収入	4,817	－
財務活動による収入	－	－
前年度よりの繰越金	591	28

（注1） 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

（注2） 令和7年1月28日現在のものであり、今後変更の可能性もあり得ること。